

平成 22 年 第 1 回

菊陽町議会 1 月臨時会会議録

平成 22 年 1 月 4 日

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会1月臨時会会議録

平成22年1月4日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成22年第1回菊陽町議会1月臨時会)

平成22年1月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第1号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第1号 平成21年度実施協定の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教 育 長 赤峰洋次君

教 育 次 長 田中真治君

総 務 部 長 宮本義次君

福祉生活部長 大川育男君

産業建設部長 服部貞夫君

会計管理者兼
会計課長 大野秀治君

財 政 課 長 實取初雄君

都市計画課長 坂本恭一君

建 設 課 長 松村孝雄君

総務課長補佐
兼庶務法制係長 服部誠也君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） 皆さん、明けましておめでとうございます。

平成22年の輝かしい新春を迎え、今年1年が健康で平和な1年でありますことをお祈りいたしまして、ただいまから平成22年第1回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番上田茂政君、15番梅田清明君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第1号を議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第1号を議題とします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本日、新春早々に平成22年第1回菊陽町議会臨時会をお願いしましたとこ

ろ、議員の皆様におかれましては、公私ともご多用の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

新春初議会でありますので、一言年頭のごあいさつを申し上げます。

新年、明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、議員各位のご多幸を心からお祈り申し上げます。また、昨年中は町政の各般にわたりご支援とご協力をいただきましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。本年も、またよろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり、政府は昨年12月25日の臨時閣議で、鳩山政権初となる2010年、平成22年度当初予算の政府案を決定されたところであります。子ども手当などマニフェストに掲げた主要政策の実現や、雇用、地方支援などの景気対策、社会保障費の増加などに伴い、一般会計の総額は92兆2,992億円、政策経費に充てる一般歳出も53兆4,542億円と、当初予算ベースでは過去最大となっているところであります。これを賄う歳入は、景気の低迷などを背景に、税収が2009年度、平成21年度当初比で8兆7,070億円減の37兆3,960億円に落ち込み、特別会計の切り込みなどで税外収入は過去最大の10兆6,002億円を確保したものの、新規国債発行額は当初予算ベースで過去最大の44兆3,030億円に膨らみ、その結果、戦後初めて当初予算段階から国債発行額が税収見通しを上回るようになってきているところであります。公債依存度も48%に上昇し、国の基礎的財政収支、プライマリーバランスも23兆7,000億円の赤字といずれも過去最悪となり、財政状況は一段と深刻を増すものと思われまます。

このように、国も依然として非常に厳しい社会経済情勢の中、本町におきましても厳しい財政状況となっており、行財政改革の推進、町民・地域・行政とのパートナーシップを保ちながら、生き生きとした協働のまちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご指導とご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本議会に提案します議案の提案理由を述べさせていただきます。

議案第1号平成21年度実施協定の変更、（仮称）津久礼跨線橋新設工事についてであります。

本委託工事につきましては、昨年、平成21年7月の菊陽町議会第6回臨時議会で協定締結の議決をいただき、JRが工事を発注し跨線橋架設工事を進めておりますが、工事工程の段階で仮の橋脚、ベントの設置箇所での地盤の地耐力が不足することから基礎の補強をすることが生じたこと、また大型クレーンの組み立て箇所及び自走箇所に敷鉄板等の追加工事が発生したため、協定を変更するものであります。

なお、津久礼跨線橋架設工事全体金額は増額となりますが、今回の平成21年度の協定変更につきましては、国土交通省と鉄道事業者の公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせにより、複数年度にまたがる委託工事の場合、各年度協定を提携することとなっていることから、ベントの基礎の工法等に検討、時間を要し、年度内の完成が見込めないことから、3月末までの出来高予定額にて議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますので、慎重にご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第1号 平成21年度実施協定の変更について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第1号平成21年度実施協定の変更についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） 皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。

それでは、議案第1号（仮称）津久礼跨線橋新設工事の平成21年度変更実施協定についてご説明を申し上げます。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、平成21年7月21日提出の議案第46号で議決いただきました（仮称）津久礼跨線橋新設工事の平成21年度実施協定について変更実施協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては協定金額の変更で、当初協定金額1億2,400万円を5,794万6,000円に減額変更するものでございます。

先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、今回減額変更しますが、これは平成21年度で委託工事が完了しない見込みであるため、出来高清算の関係から平成22年2月末までの工事出来高の予定額を平成21年度協定としており、3月以降の工事については新たに22年度実施協定を3月に締結する予定でございます。

協定額について説明しますと、別紙参考資料の予算書をごらんいただきたいと思います。

平成21年度につきましては5,794万6,000円の協定額となり、6,605万4,000円の減額となります。残り委託工事費を平成22年度分として8,805万4,000円で新たに協定を締結する予定でございます。

協定の年度を分けた理由は、ベントの基礎等の検討に時間を要したことにより、年度内の完成が見込めなくなったことから、国土交通省と鉄道事業者の申し合わせにより、複数年にまたがる委託工事については、事業実施主体と鉄道事業者は工事の施工に支障がないよう、各年度当初速やかに年度協定を締結するものとするとのことから、平成21年度協定と平成22年度協定に分けたものでございます。

参考資料の予算書にありますように、今回の委託工事合計額は当初1億2,400万円に対し1億4,600万円で、2,200万円の増額となります。予算につきましては、平成21年12月定例会の第4回補正でご承認いただいておりますが、増額の2,200万円についてご説明申し上げます。

また、今後の工事工程につきましては、参考資料の工事工程表で黒、赤で示しておりますように、当初では黒のように3月末で完了する予定でございましたが、基礎等の検討に時間を要

したということで、21年度末での工事の完了が見込めないということで、22年6月末ぐらいを予定しております。7月、8月でJRのほうで清算をすることとなっております。

では、増額の2,200万円についてご説明申し上げます。

右上にページ数を大きく書いておりますけど、次のページの1ページは架設計画図でございます。

次の2ページをお開きください。架設工事につきましては、けた架設の際、ベントという仮の橋脚を県道側と公園側に設置することとしておりますが、この基礎につきましては、現在できております県道側と公園側の橋脚の地質調査をもとに想定した地質で設計しまして、厚さ50センチのコンクリート基礎としておりましたが、現地を実際に調査しましたところ、地耐力が不足することからJRと協議を重ねた結果、H鋼のくいで補強することとなりました。県道側に長さ4.5メートルのH鋼を30本。次のページ、3ページが公園側になりますが、公園側が長さ5メートルのH鋼を20本打ち込み補強し、その上にベントを組み立てるものですが、このくい打ち及び作業が終わった後はこのくいは撤去することになりますので、このくい打ち及び撤去に要する費用が追加となりました。

次の4ページをお開き願います。架設につきましては、鋼製の橋げたを幾つかのブロックを地上で組み立てまして、大型クレーンでつり上げ架設しますが、その大型クレーンにつきましては、台車は現場まで自走してきますが、旋回台とブームは現場で組み立てます。組み立てにつきましては広いスペースが必要とのことから、県道側におきましては、跨線橋の工事箇所より約160メートル南側で組み立てを行い工事箇所へ自走してきますが、その自走するところに敷鉄板を120枚、この赤で示しておりますのが敷鉄板でございます。同じく公園側に86枚が必要となり、その敷鉄板のリース料、設置・撤去の費用、運搬、積みおろしの費用が新たに必要となったものです。図面の赤色の部分が敷鉄板で、青色の部分が大型クレーンとそれを組み立てますクレーンでございます。

次の5ページをお開き願います。跨線橋の路面の排水管の図面でございます。この排水管の製作につきましては、日立造船で製作しておりますが、その設置、手間の追額でございます。直径20センチの鋼管排水路を延長86.6メートル設置するものです。

次の6ページをお開き願います。これは橋梁の点検通路でございます。これも製作は日立造船で製作しておりますが、設置について今回追加工事としてお願いするものです。将来の跨線橋の点検のための通路でございます。

それと、図面にはございませんが、夜間通行どめの際の交通誘導員の増員、またベントの基礎の検討等により工事ができなかった期間中における架設材のリース料等により、今回の増額をお願いするものです。

協定につきましては3月31日までで変更ございませんが、先ほど申しましたように各年度清算することとなっております、この協定額に変更がありましたら3月に清算し再度変更をお願いすることとなります。また、その際に残りの工事委託費について平成22年度の実施協定を締結す

る予定としておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） いつの時点で、このベント基礎の変更をしなければならないということが判明したのかというのが1点。

それから、JRとの委託契約後550トンのクレーンの組み立て場所が変更になったということのようですが、JRに委託する時点でのクレーンの組み立て地の所有者の同意を得て工事の積算がされていたのではなかったかなというふうに思うんですが、そこはどうか。

それから、今、松村課長の話ではこの敷鉄板あたり、JRの左、右側とありますが、左側においては当時のパチンコ屋さんでの場所ということで組み立てを考えておられたと思うんですが、それができなくなったということで、こういうふうに百何十メートルかの敷鉄板をひく必要が出てきたと思うんですけど、このJRの北側のここは積算の中に抜けておったということなのか、当然必要なことだと思うんですが、そこはどうかお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） まず、最初のベントの基礎の地耐力が不足の件ですけど、これは10月14日の時点でJRから町のほうへベントの設置箇所の地耐力の不足の報告がっております。それからどういった補強にしたほうがいいのかということを検討しております。

それと、550トンの組み立ては吉本議員が言われましたように、県道の南側では今ゲームセンターになっておりますけど、そちらで組み立てて架設するような計画になっておりましたけども、この設計が平成15年ごろ設計してありまして、その当時、そのパチンコ屋がもう閉鎖されて何も無い状態だったものですからそこを借りてできるであろうという判断だったと思えますけども、それでしてありましたが、そこが今ゲームセンターとなって営業しておることによって、橋の東側から架設工事については行うということで、組み立てる場所が南側でないとできないということで、南側から組み立てて自走するという事です。

北側については、公園側についてはもともとの施工箇所も同じ場所ですけども、これは設計する人と工事する人はもちろん経験も違いますけども、工事する人はより安全ということを考えて、地盤が不安定な箇所で大型のクレーンが移動したりすると転倒のおそれもあるものから、鉄板を敷かないと施工的にはできないという判断から鉄板を今回追加してもらおうとところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 松村課長、私がお尋ねしたのは550トンクレーンの組み立て場所という



ことで平成15年ごろに設計はされとったと。しかし、工事の発注というのは平成21年度ですよ、工事の工程表を見ますと。そのときには、もう既にここではだめだということがわかつたのかどうか。JRとの契約をする時点では、その辺のところはわかつたんじゃないかなっていうふうな思いがするものですからお尋ねをしないとこなんです。だから、その時点でJRとの契約の時点で、町は当然新たなゲームセンターをされてる、そこの方だとか事前に同意を得てからされておるのではないかなと思うものですから、その契約というか、事前の土地の所有者の同意というのはとられて積算はされなかったのかなというのが1点です。それをもう一回。

それと、今10月14日にJRから町あてにベント基礎工法の変更をというふうなことであったということですが、この工程表を見てみますと、6月発注で3月までなんです、準備工が6月、7月ということで、それ以外はほとんどけたの架設にしても実際何もされてない、準備の段階ではなかったかなと。今現在ベントの基礎ができないことには何もできないことでしょうから、6月、7月で準備工はされたかしらんけど、余りされてないような気もするものですから、そのところが工期的にぎりぎりになってからどうしようもないなというふうな、工事屋さんのほうにしても何か工事の期間の見方が甘くなかったのかなというふうな思いがするんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） まず、ゲーム屋の土地の同意ですけども、これはただ単に設計当時があいてたからということで、そちらから仕事ができるだろうという判断で土地所有者の同意はとってなかったと思います。

それと、工程表ですけども、工程表を今確認しましたら少し、今回の当初の1億2,400万円の実施協定を承認いただきましたのが7月21日の臨時議会でございまして、この工程表の書き方がまずい点もあるかと思えますけども、実質は8月に入ってからが準備工になっているかと思えます。これちょっと工程表がまずくなっております。失礼しました。その関係で、まずベント設置箇所の掘削をしております。そして、土どめの矢板を今現在してありますけども、土どめの矢板を打つ時点でも、何か岩盤に当たったような感じでH鋼が入らないというか、そういったトラブルも多少あっております。そういった関係で、予期しなかったことが起きておって工程的にはずれ込んできたということでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） この案について、私が産業建設にいたときのことをちらちら思い出しているんですけども、そのときのこの工法について、まず全体を組み上げて一度にどんと載せるっていう説明を聞いた覚えがあるんです。まず、それがこの3等分に分けて載せるというふうに変わったのはいつの時点なのか。

それともう一つ、この間の議案のときに追加工事が発生するというので、それについては

議会を通しましたよね。若干の支持支柱が必要になるというようなそのときの説明でした。工法が変わったんならそういうこともあるのかなと思って今回のこの議案書を見てみると、合計H鋼を50本打つわけでしょ。30本、20本で50本打つわけですよ。これだったら多少の変更じゃないんですよね、これだけの変更だったら。こんな大きな変更をその前の段階で示さないで、予算だけ通したっていうのは、僕はちょっとだまし討ちに遭ったっていう印象があるんです。こんな大事なことだったらそのときにきちっと言って、JRとの協議が必要なかどうか、その辺のところを議会に問うべきだった。それがなぜこんな大がかりなものが必要なのか。

テクノパークに行く道路があるじゃないですか。あそこの道路、もしくは光の森に行く国道のほうですけど、両方に橋をかけるときに同様の工事をおこなったのかどうか。そのことをきちっと踏まえてJRのほうと見積もり、もしくは工程の問題について協議をしたのかどうか。何か過去のことがきっちりとかきかされてないような気がするんですよ。今回も、何か必要だからということでこのことが提案されているような感じがするんですけども、将来的にJRがまた今度くいを抜くときに、大変ですよこれ、上に載せた後くいを抜くわけでしょう。こういう工事が追加にまたなりましたって言って、またプラスアルファの議案が出てこないのかどうか。これが最終なのかどうか。その辺のところをどうやって証明するのか。まずこの3点お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） まず、架設の方法については、全延長すべて組み立てて一気に載せるという説明はちょっと私は記憶にございませんですが、橋の延長が56メートル程度ございますけれども、一気に組み立てて載せることができないからベントという仮の橋脚を2カ所設置するもので……

（2番北山正樹君「いやいや、それだったらさ、追加にならないでしょう。最初からそれ工程に入ってるんでしょ、それだったら。追加になるってことは、初めは考えてなかったってことじゃないの」の声あり）

ベントの基礎についてが想定されなかった地質であったということで、補強をしないとけなくなつたということです。

（2番北山正樹君「当時の大山部長、全体で一回に載せるっていう説明をしてたよ、確かに」の声あり）

それはちょっと。ベントとか仮の構造物をつくる一時的な構造物になりますけども、そういう場合については、本体構造物のようにきちんとした地質調査を行わないということが多いということで、鋼構造架設設計指針にうたっておりますけども、一時的な仮の構造物ということで想定した地質でやっておつたということです、設計が。そして、実際、現地の地質調査を行ったところ地耐力が足りないということで、何らかの補強をしなくちゃいけないということになつたところでございます。

それと、最後のテクノパークに行く道と光の森に行く道ですけども、あそこについては、うちでいうベント、仮の構造物です。ベントという構造物をつくります箇所にもう1本柱が立っております、コンクリートの柱が。だから、橋の距離は約20メートル程度ずつしかないかと思えます。今回の場合は、うちがその柱がないもんですから、56メートルを一気に飛ばすためにはコンクリート製の橋ではもたないということで、この鉄製の橋になっているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） いや、だから、じゃあテクノのほうに行く道には柱があるわけでしょ。ということは、こっち55メートルぐらいあるわけだから、ベントを立てて3等分にするって、僕は一体で載せるって聞いてただけど、3等分に載せるってことに話が変わっていたら、当然ですけども今の指針があるっていうことであれば地質調査をしていて、JRは地質調査をして、ここにこういう支柱を立てなければいけない、地質調査をしてしまったらここに50本ぐらいのくいを打たないとできませんということ、前例があるんだからわかるはずでしょう。わかりません。こんなのが追加で出てくるっていうことが僕はちょっと信じられないんですよ。こんな大がかりなものが。もう既に下にコンクリートを打って、そのときの工法でどうすんだかわかんないけれども、多少ここで言う1面の画面の緑のように鉄製でやぐらを組んでそこで載せればいい、ところがそれだったら下のコンクリートの基盤がもたないからその下にくいを打つってわけでしょう、要するにやり方としては。それが50本も打つんだったら、そういうものだったら最初の見積もりの段階で地質調査をして。僕は数本打つだけだと思ったんですよ、最初の話で行くと。こんな方向に大がかりなものだったら、そらJRの調査不足じゃないの、これ。この辺についてはJR何て言ってますか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） この工事については、JRのほうに町が工事を委託しておりまして、JRの調査不足といえますか、結果的には町の調査不足になるんじゃないかなと思います。すべての工事費用から設計から町のほうでやらないと、JRは何ら手助けはしてくれませんので、町のほうですべてのくいの検討からするものですけども、一般的にこういったベントは仮の一時的な構造物ですので、地質調査までやらなくて隣にできております橋脚で地質調査をやっておりますので、それをもとに想定してするのが一般的ということでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成22年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時34分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 梅 田 清 明

菊陽町議会会議録
平成22年第1回1月臨時会

平成22年1月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919